

# 第1章 計画策定の背景

## 1 国内外における取組

### (1) 国際的な動き

国際連合（国連）における性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上のための取組は、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」をきっかけに大きく前進し、近年、益々活発化しています。

さらに、「国連環境・開発会議」、「世界人権会議」、「国際人口・開発会議」、「社会開発サミット」といった世界会議において、環境、人口、貧困等の地球的規模の課題を解決するためには、女性の地位向上と参画が不可欠であると指摘されています。

#### ■男女共同参画に関する国際的な動き

| 暦            | 出来事   |
|--------------|---|
| 昭和 50（1975）年 | 「国際婦人年」の制定  |
| 昭和 54（1979）年 | 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）制定            |
| 昭和 60（1985）年 | 第 3 回世界女性会議「2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（ナイロビ将来戦略） |
| 平成 7（1995）年  | 第 4 回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」の採択                        |
| 平成 12（2000）年 | 女性 2000 年会議「更なる行動とイニシアティブに関する文書」（成果文書）採択          |
| 平成 17（2005）年 | 第 49 回婦人の地位委員会「北京宣言・行動綱領・成果文書」の再確認                |

## (2) 国の動き

昭和 50 (1975) 年の「国際婦人年」を契機とした世界的な動きの中、わが国でも男女平等に関する法律や制度の整備が進展しています。

平成 11 (1999) 年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12 (2000) 年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。そしてこの計画に基づく取組を評価・総括し、平成 17 (2005) 年には「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」が策定されています。

この第 2 次計画においては、10 の重点項目が掲げられており、中でも女性のチャレンジ支援や、新たな取組を必要とする各分野への女性参画の推進、仕事と家庭・地域生活の両立支援の強化などがめざされています。

### ■「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」における重点事項 (抜粋)

#### ①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

平成 32 (2020) 年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも 30%程度になるよう期待し、各分野における取組を促進する。

#### ②女性のチャレンジ支援

チャレンジしたい女性が、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできるよう、女性のチャレンジ (再就職、起業等) 支援策を更に充実する。

#### ③男女雇用機会均等の推進

雇用分野において実質的な男女の均等を確保するための検討結果を踏まえて適切に対応し、更なる男女雇用機会均等の推進を図る。

#### ④仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するため、特に男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に進める。

#### ⑤新たな分野への取組

新たな取組を必要とする分野 (科学技術、防災 (災害復興を含む)、地域おこし、まちづくり、観光、環境) における男女共同参画を推進する。

#### ⑥男女の性差に応じた的確な医療の推進

生涯を通じた健康の保持・増進を図るために、性差に応じた的確な医療を推進する。

#### ⑦男性にとっての男女共同参画社会

男女共同参画社会を形成する上で、男性にとっての意義や責任と、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を推進する。

#### ⑧男女平等を推進する教育・学習の充実

学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。

#### ⑨女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

⑩本計画に掲げた分野を含むあらゆる分野において、男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現をめざす。

## 2 岐阜県における取組

岐阜県では、平成 11（1999）年に「意識改革」「社会参画」「豊かに生きるための条件整備」の 3 つの課題について施策の方向性を示した「ぎふ男女共同参画プラン」が策定されました。

また、平成 15（2003）年には「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が施行され、この条例の考え方を基礎とする基本計画として「岐阜県男女共同参画計画」が平成 16（2004）年に策定され、男女共同参画の取組が着実に進められています。

### ■男女共同参画に関する岐阜県の動き

| 暦            | 出来事                                 |
|--------------|-------------------------------------|
| 平成 11（1999）年 | 「ぎふ男女共同参画プラン」策定                     |
| 平成 14（2002）年 | 「ぎふ男女共同参画プラン」改訂                     |
| 平成 15（2003）年 | 「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」制定 |
| 平成 16（2004）年 | 「岐阜県男女共同参画計画」策定                     |
| 平成 18（2006）年 | 「岐阜県配偶者の暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定    |

### 3 関市の取組

関市は、平成 17（2005）年に、洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町、上之保村を編入合併しましたが、旧関市においては、平成 11（1999）年に、「せき男女共同参画まちづくりプラン」（計画期間：平成 11 年度～平成 20 年度）を策定し、このプランに基づき、男女共同参画懇話会の設置、庁内での推進のための組織づくり、男女共同参画推進のための啓発事業などを実施してきました。

平成 13（2001）年からは、男女共同参画社会を市民、地域との交流により実現するため、「男女共同参画市民フォーラム」を開始しました。

さらに、平成 20（2008）年には、市民の男女共同参画に関する意識の実態を把握するため、「関市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

平成 20 年度からスタートした「関市第 4 次総合計画」（計画期間：平成 20 年度～平成 29 年度）では、男女共同参画施策として、『男女が支え合える男女共同参画の促進』をめざしています。

そのため、今後の具体的な行動指針として、これまでの取組を再検討した上で「第 2 次せき男女共同参画まちづくりプラン」を策定しました。

#### ■男女共同参画に関する関市の動き

| 暦            | 出来事                     |
|--------------|-------------------------|
| 平成 11（1999）年 | 「せき男女共同参画まちづくりプラン」策定    |
| 平成 13（2001）年 | 「男女共同参画市民フォーラム」の開始      |
| 平成 17（2005）年 | 関市が旧武儀郡町村（2 町 3 村）を編入合併 |
| 平成 20（2008）年 | 「関市男女共同参画に関する市民意識調査」実施  |
|              | 「関市第 4 次総合計画」策定         |